平成２３年（フ）第５８６号
横浜市港北区仲手原２丁目４番33号　千田荘５番
債務者　粂　満里子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９３号
横浜市旭区四季美台７番地22
債務者　須藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９４号
横浜市磯子区栗木３丁目35番40―404号
債務者　北川　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
沖縄県うるま市与那城桃原142番地
債務者　村田由起子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５６６号
横浜市旭区中尾２丁目28番25号
債務者　大矢　晶子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９５号
横浜市保土ケ谷区上菅田町113番地　グレートヒルズ205号
債務者　青山　俊朗
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
熊本県菊池市原4490番地
債務者　山中　和樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第４号
秋田県仙北市角館町八割字八割188番地
債務者　小木田真由美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第９９号
岡山市中区穝90番地３
債務者　鴨川　元紀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
岡山市中区穝90番地３
債務者　鴨川　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５０２号
東京都町田市金井１丁目４―13　ガーデンハイムＦ
債務者　萩原　　僚
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５３５号
東京都大田区東嶺町43―９―101
債務者　伊東　澄子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５５０号
東京都練馬区練馬２丁目21―１―202
債務者　工藤　大輔
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５７３号
東京都八王子市犬目町1055
債務者　斎藤　慎一
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８３号
大阪市平野区喜連西２丁目２番２―1107号
債務者　芝　　和美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４０号
東京都立川市砂川町１丁目51番地の13第２砂川ロイヤルハイツ101号
債務者　吉村　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部